外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成23年12月１日	G785	ジャスティン・サウ・チン・チュン	オーストラリアニューサウスウェルズ州	第一東京

平成24年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成23年10月20日	死亡	G133	ロバート・フランシス・グロンディン	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京
平成23年12月９日	請求	G630	アマンダ・ジェーン・チニー（アマンダ・チーニー）	オーストラリアビクトリア州	第二東京
平成23年12月31日	請求	G354	ヨルン・ヴェストホフ	ドイツ連邦共和国	第一東京
平成23年12月31日	請求	G719	牧野　里歌（佐伯）	アメリカ合衆国イリノイ州	第二東京
平成23年12月31日	請求	G721	加藤　聖子	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成23年12月31日	請求	G732	セバスティアン・ヨハネス・フランシスクス・ファンハルダー	オランダ王国	第一東京
平成23年12月31日	請求	G760	ジェームズ・マーティン・ターヴォ	アメリカ合衆国カリフォルニア州	第二東京

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

平成24年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士記章紛失公告

次のとおり外国法事務弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏名）
G354	第一東京	ヨルン・ヴェストホフ
G630	第二東京	アマンダ・チーニー

平成24年１月１日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の指定法の付記

下記のとおり、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第34条第１項の規定により外国法事務弁護士の登録に指定法を付記したので、同法第36条が準用する同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会	付記した指定法
平成23年12月１日	G785	ジャスティン・サウ・チン・チュン	オーストラリアニューサウスウェルズ州	第一東京	連合王国において効力を有し、又は有した法

平成24年１月１日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年１月31日　山梨県教育委員会

１　失効した免許状
　本籍地　山梨県
　氏名　羽中田亜南
　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者
　⑴　小学校教諭１種免許状、平19小１第52号、平成20年３月19日、山梨県教育委員会
　⑵　中学校教諭２種免許状（理科）、平19中２第４号、平成20年３月19日、山梨県教育委員会
　⑶　小学校教諭専修免許状、平21小専第10号、平成22年３月19日、山梨県教育委員会
２　失効年月日　平成23年12月20日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年１月31日　岡山県教育委員会

１　失効した免許状
　本籍地　岡山県
　氏名　小野　匡之
　生年月日　昭和37年５月19日
　⑴　免許状の種類、教科、番号
　ア　中学校教諭一種免許状　国語
　　昭61中一第14433号
　　授与年月日　昭和61年３月31日
　　授与権者　東京都教育委員会
　イ　高等学校教諭一種免許状　国語
　　昭61高一第15353号
　　授与年月日　昭和61年３月31日
　　授与権者　東京都教育委員会
　⑵　失効年月日　平成23年11月18日
　⑶　失効の事由
　　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
２　失効した免許状
　本籍地　岡山県
　氏名　安東　知彦
　生年月日　昭和49年８月３日
　⑴　免許状の種類、教科、番号
　ア　中学校教諭一種免許状　数学
　　平８中一第172号
　　授与年月日　平成９年３月31日
　　授与権者　愛知県教育委員会
　イ　高等学校教諭一種免許状　数学
　　平８高一第272号
　　授与年月日　平成９年３月31日
　　授与権者　愛知県教育委員会
　⑵　失効年月日　平成23年11月18日
　⑶　失効の事由
　　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
３　失効した免許状
　本籍地　岡山県
　氏名　小野　素司
　生年月日　昭和39年８月６日
　⑴　免許状の種類、教科、番号
　ア　小学校教諭一級普通免許状
　　昭62小一普第152号
　　授与年月日　昭和63年３月19日
　　授与権者　山梨県教育委員会
　イ　養護学校教諭一級普通免許状
　　昭62養学一普第５号
　　授与年月日　昭和63年３月19日
　　授与権者　山梨県教育委員会
　⑵　失効年月日　平成23年11月18日
　⑶　失効の事由
　　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70歳位の男性、身長155㎝、上衣黒のフード付きジャンパーと下衣黒のスラックスを着用

上記の者は、平成24年１月１日午前８時頃千葉県八千代市村上1313番地雑木林内にて死亡していたところを発見されました。検死の結果、死因は縊死。死亡日時は平成23年12月31日午後８時頃と推定されます。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、お心当たりの方は当市生活支援課まで申し出てください。

平成24年１月31日

千葉県　八千代市長　豊田　俊郎